別表第1

条例別表の作業	作業の内容	施設
1 石油製品の製造 の作業	石油製品 (石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 加熱炉 (2) 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 (3) 硫黄回収施設に係る燃焼炉 (4) 洗浄施設 (5) 脱塩施設 (6) 蒸留施設
2 石油化学基礎製 品の製造の作業	石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副成品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 加熱炉 (2) 反応施設 (3) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
3 潤滑油又はグリ ースの製造の作業	潤滑油又はグリースの製造の作業のうち 右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作 業	(1) 反応施設 (2) 混合施設
4 合成樹脂の製造 の作業	合成樹脂の製造の作業のうち右欄に掲げ る施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 分離施設 (4) 蒸留施設
5 合成ゴムの製造 の作業	合成ゴムの製造の作業のうち右欄に掲げ る施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 濃縮施設 (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
6 合成染料、有機 顔料、塗料又は印 刷インキの製造の 作業	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷イン キの製造の作業のうち右欄に掲げる施設 のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 混合施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 充填施設
7 界面活性剤、合 成洗剤、石けん又 は油脂加工製品の 製造の作業	界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 蒸留施設 (3) 精製施設 (4) 塩析施設 (5) 混合施設
8 医薬品の製造の 作業	医薬品の製造の作業のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 発酵施設(培養施設を含む。) (3) 抽出施設 (4) 動物原料処理施設 (5) 蒸留施設 (6) 混合施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (9) 濃縮施設
9 農薬の製造の作業	農薬の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混石施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設 (6) 分離施設 (7) 蒸留施設

	T	T
10 香料の製造の作 業	香料の製造の作業のうち右欄に掲げる施 設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (6) 分離施設
11 化粧品の製造の 作業	化粧品の製造の作業のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	 (1) 乳化施設 (2) 混合施設 (3) 充填施設 (4) 洗浄施設(容器洗浄施設及び洗浄冷却施設を含む。) (5) 分離施設
12 化学繊維の製造 の作業	化学繊維の製造の作業のうち右欄に掲げ る施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 分離施設 (3) 洗浄施設 (4) 湿式紡糸施設
13 合成樹脂製品の 製造の作業	合成樹脂製品の製造の作業のうち右欄に 掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 成形施設(真空成形施設を除く。)(2) 吹付け塗布施設(原動機の定格出力が 2.2 キロワットを超えるものに限る。)(3) 混練施設(4) 破砕施設(原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上であるものに限る。)
14 コールタール製 品の製造の作業	コールタール (ガス軽油を含む。)を原料とする油類、酸、ピッチその他のコールタール製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉(直火炉を含む。)(2) 蒸留施設(3) 洗浄施設(4) 分離施設(5) 分解施設
15 1から14までに 掲げる作業以外の 有機化学工業製品 の製造の作業	有機化学工業製品の製造の作業 (1から14までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 塩化水素吸収施設 (3) 混合施設 (4) 発酵施設 (5) 蒸留施設 (6) 抽出施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (9) 濃縮施設
16 化学肥料の製造 の作業	化学肥料の製造の作業のうち右欄に掲げ る施設のいずれかを用いる作業	 (1) 反応施設 (2) 濃縮施設 (3) 焼成炉 (4) 溶解炉 (5) 焙焼炉 (6) 破砕施設 (7) 分離施設
17 無機顔料の製造 の作業	無機顔料の製造の作業のうち右欄に掲げ る施設のいずれかを用いる作業	 (1) 溶解炉 (2) 反応施設(反応炉を含む。) (3) 焼成炉 (4) 洗浄施設 (5) 分離施設 (6) 湿式分別施設
18 か性ソーダ、塩素 又は無機酸の製造の 作業	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業の うち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作 業	 (1) 焙焼炉 (2) 反応施設 (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (4) 塩化水素吸収施設 (5) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (6) 電解施設

19 17 及び 18 に掲げ る作業以外の無機 化学工業製品の製 造の作業	無機化学工業製品の製造の作業(17及び 18に掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲 げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算1時間当たり50リットル以上で あるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限 る。) (2) 煆焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算1時間当たり50リットル以上で あるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限 る。) (3) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算1時間当たり50リットル以上で あるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限
		る。) (4) 反応施設(反応炉を含む。) (5) 塩化水素吸収施設 (6) 蒸留施設 (7) 抽出施設 (8) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (9) 混合施設 (10) 濃縮施設 (11) 電解施設 (12) 分別施設 (13) 洗浄施設 (14) 破砕施設 (15) 摩砕施設
20 コークスの製造 の作業	コークス (石油コークスを除く。)の製造 の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれ かを用いる作業	(1) コークス炉(2) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)(3) 分離施設
21 ゴム製品の製造の作業	ゴム製品の製造の作業のうち右欄に掲げ る施設のいずれかを用いる作業	(1) はり合わせ成形施設(動力を使用するものに限る。)(2) 混練施設(3) 加硫施設(4) 線状施設(5) ラテックス処理施設
22	銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又は鉄鋼 基礎資材の鋳造、塑性加工若しくは熱処 理の作業のうち右欄に掲げる施設のいず れかを用いる作業	(1) 溶鉱炉 (2) 転炉 (3) 平炉 (4) 焼結炉 (5) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。) (6) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。) (7) 焙焼炉 (8) 製鋼用電気炉 (9) 圧延施設(製管施設を含む。)

23 非鉄金属若しく はその合金の製造 又はこれらの鋳 造、塑性加工若し くは熱処理の作業	非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(鉛用溶解炉並びに鉛用溶解炉以外のものにあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。) (2) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。) (3) 煆焼炉(4) 反応炉(5) 直火炉(6) 焼品施設(反応炉を除く。) (6) 焼品施設(反応炉を除く。) (9) 電解施設(10) 水銀精製施設(11) 圧延施設(12) 二酸化珪素蒸着成長施設
24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設 (金属加熱炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもの及び変ア以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設 (金属加熱炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設 (金属加熱炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限るを含む。) (4) 動力プレス機の定格出力が98キロニュートンを超えるものに限る。) (5) せん断機 (原動機の定格出力が1キロワット以上であるものに限る。) (6) ロール式ベンディングマシン (原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。) (7) ワイヤーフォーミングマシン(8) 鋳型造し施設(9)型ばらし施設(10)タンブラー(11)ブラスト(密閉式のものを除く。)

25 電気機械器具の製造の作業	電気機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属溶解炉(鉛蓄電池の製造の作業に用いるものの以外のものにあったは、バーナーの燃料の燃焼能力が重油をものアンペア以上であるもので変圧器の定格を含むのに関る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油をりちのリットル以上である。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重あるものに限る。)を含むの定格をものに限る。)を含むの定格をものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重あるものに限分の定格を量が200キロがペアンペア以上であるものに限る。)を含む。) (4) 化成施設(カドミウム電極又は鉛電極に係るものに限る。) (5) 水銀精製しスであるものに限る。) (6) 動力プレスを超えるのにであるものに限る。) (7) せん断機(原動機の定格と出力が1キロワット以上であるものに限る。) (8) ロールガが3.75キロワット以上であるのに限る。) (9) ワイヤーフォーミングマシン(10) 鋳型造し施設(11) 型はブラー(13) ブラスト(密閉る)
26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (14) 化学気相成長施設 (1) 金属溶解炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものを変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。) (2) 船舶製造施設 (重量トンが 1、000トン以上であるものに限る。) (3) 熱処理施能の(重量トンが 1、000トン以上であるものに限る。) (3) 熱処理施能力があるものに限る。) (4) 整数造施設 (金属加熱炉 (バーナーの燃料の燃焼能力がであるものに限る。)を容量が 200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)を含むがりがりませんがのに限る。)を容量が 200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)を含むがりを超えるものに限る。) (5) 動力プレスとであるものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格とのに限る。) (7) ロール式べンディングマシン(原動機のに限る。) (8) ワイヤーフォーミングマシン(9) 鋳型造型施設(10) 型ばらし施設(11) タンブラー(12) ブラスト(密閉式のものを除く。)

27 精密機械器具の 精密機械器具の製造の作業のうち右欄に (1) 金属溶解炉 (バーナーの燃料の燃焼能 掲げる施設のいずれかを用いる作業 製造の作業 力が重油換算1時間当たり50リットル以 上であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるもの に限る。) (2) 熱処理施設 (金属加熱炉 (バーナーの 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の 定格容量が 200 キロボルトアンペア以上 であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃 料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 リットル以上であるもの及び変圧器の定 格容量が 200 キロボルトアンペア以上で あるものに限る。)を含む。) (4) 水銀精製施設 (5) 動力プレス機 (加圧能力が 98 キロニュ ートンを超えるものに限る。) (6) せん断機 (原動機の定格出力が1キ ロワット以上であるものに限る。) (7) ロール式ベンディングマシン (原動機 の定格出力が 3.75キロワット以上である ものに限る。) (8) 鋳型造型施設 (9) 型ばらし施設 (10) タンブラー (11) ブラスト (密閉式のものを除く。) 28 24から27までに 機械器具(24から27までに掲げる作業に (1) 金属溶解炉 (バーナーの燃料の燃焼能 掲げる作業以外の 係るものを除く。)、武器又は金属製品の 力が重油換算1時間当たり50リットル以 機械器具、武器又 製造の作業のうち右欄に掲げる施設のい 上であるもの及び変圧器の定格容量が は金属製品の製造 ずれかを用いる作業 200 キロボルトアンペア以上であるもの の作業 に限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 リットル以上であるもの及び変圧器の 定格容量が 200 キロボルトアンペア以上 であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設 (金属加熱炉 (バーナーの燃 料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 リットル以上であるもの及び変圧器の定 格容量が 200 キロボルトアンペア以上で あるものに限る。)を含む。) (4) 動力プレス機 (加圧能力が 98 キロニュ ートンを超えるものに限る。) (5) せん断機 (原動機の定格出力が1キロ ワット以上であるものに限る。) (6) ロール式ベンディングマシン (原動機 の定格出力が 3.75 キロワット以上である ものに限る。) (7) ワイヤーフォーミングマシン (8) 鋳型造型施設 (9) 型ばらし施設 (10) タンブラー

(11) ブラスト (密閉式のものを除く。)

29 骨材又は石工品 の製造又は加工の 作業	骨材又は石工品の製造又は加工の作業の うち右欄に掲げる施設のいずれかを用い る作業	 (1) 焼成炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上で あるものに限る。) (2) アスファルトプラント (骨材乾燥炉を 含む。) (3) コンベア施設 (ベルトの幅が 75 センチ メートル以上であるもの (密閉式のものを除く。)及びバケットの内容積が 0.03 立 方メートル以上であるもの (密閉式のも のを除く。)に限る。) (4) 破砕施設 (乾式のものにあっては、原 動機の定格出力が 7.5 キロワット以上で あるものに限る。) (5) 摩砕施設 (乾式のものにあっては、原 動機の定格出力が 7.5 キロワット以上で あるものに限る。) (6) 分別施設 (乾式のものにあっては、原 動機の定格出力が 7.5 キロワット以上で あるものに限る。) (7) 石材切断施設 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限 る。)
30 セメント又はセメント製品の製造の作業	セメント又はセメント製品の製造の作業 のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用 いる作業	 (1) 焼成炉 (2) コンベア施設 (ベルトの幅が75センチメートル以上であるもの (密閉式のものを除く。)及びバケットの内容積が0.03立方メートル以上であるもの (密閉式のものを除く。)に限る。) (3) 破砕施設 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) (4) 摩砕施設 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) (5) コンクリートプラント (6) 成形施設 (7) 抄造施設 (特定有害物質を使用する施設及び排出されることとなる施設(以下「特定排水施設」という。)に限る。) (8) 水養生施設 (蒸気養生施設を含み、特定排水施設に限る。)
31 ガラス又はガラ ス製品の製造の作 業	ガラス又はガラス製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる 作業	(1) 溶融炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上で あるもの及び変圧器の定格容量が 200 キ ロボルトアンペア以上であるものに限 る。) (2) 保温炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上 であるものに限る。) (3) 洗浄施設 (4) 処理施設 (酸によるものに限る。) (5) 樹脂吹付け塗布施設 (6) 破砕施設 (原動機の定格出力が 7.5 キ ロワット以上であるものに限る。) (7) 摩砕施設 (原動機の定格出力が 7.5 キ ロワット以上であるものに限る。) (8) 二酸化珪素蒸着成長施設

32 陶磁器の製造の 作業	陶磁器の製造の作業のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	 (1) 焼成炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上で あるもの及び変圧器の定格容量が 200 キ ロボルトアンペア以上であるものに限 る。) (2) 処理施設 (酸によるものに限る。) (3) 破砕施設 (乾式のものにあっては、原 動機の定格出力が 7.5 キロワット以上で あるものに限る。) (4) 摩砕施設 (乾式のものにあっては、原 動機の定格出力が 7.5 キロワット以上で あるものに限る。) (5) 湿式分別施設 (6) 脱水施設 (7) 成形施設
33 炭素又は黒鉛製 品の製造の作業	炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうち右 欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上で あるもの及び変圧器の定格容量が 200 キ ロボルトアンペア以上であるものに限 る。) (2) 破砕施設 (原動機の定格出力が 7.5 キ ロワット以上であるものに限る。) (3) 分別施設 (原動機の定格出力が 7.5 キ ロワット以上であるものに限る。) (4) 混練施設 (5) 成形施設 (6) 仕上げ加工施設 (7) 冷却施設
34 29 から 33 までに 掲げる作業以外の 窯業製品又は土石 製品の製造の作業	窯業製品又は土石製品の製造の作業 (29 から 33 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焼成炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上で あるもの及び変圧器の定格容量が 200 キ ロボルトアンペア以上であるものに限 る。) (2) 破砕施設 (乾式のものにあっては、原 動機の定格出力が 7.5 キロワット以上で あるものに限る。) (3) 摩砕施設 (乾式のものにあっては、原 動機の定格出力が 7.5 キロワット以上で あるものに限る。) (4) 分別施設 (乾式のものにあっては、原 動機の定格出力が 7.5 キロワット以上で あるものに限る。) (5) 成形施設 (6) 脱水施設 (7) 混合施設 (有機質砂壁材の製造の作業 に用いられるものに限る。) (8) 処理施設 (酸又はアルカリによるもの に限る。)
35 飼料又は有機質 肥料の製造の作業	動物性飼料又は有機質肥料の製造の作業 (農業又は漁業を営む者(同居人を含む。)がその業に関して取得した物を加工 する作業及びその者が消費するために加 工する作業を除く。)のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	 (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 洗浄施設 (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (5) 圧搾施設 (6) 濃縮施設 (7) 破砕施設 (8) 混合施設 (9) 発酵施設

	T	
36 製糸、紡績又は 織物その他の繊維 製品の製造若しく は加工の作業	製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 製綿機 (原動機の定格出力が 2.2キロワットを超えるものに限る。) (2) 打綿機 (原動機の定格出力が 2.2キロワットを超えるものに限る。) (3) 動力撚糸機 (原動機の定格出力が 2.2キロワットを超えるものに限る。) (4) 動力織機 (原動機の定格出力が 2.2キロワットを超えるものに限る。) (5) 動力編み機 (原動機の定格出力が 2.2キロワットを超えるものに限る。) (5) 動力編み機 (原動機の定格出力が 2.2キロワットを超えるものに限る。) (6) 原料処理施設 (特定排水施設に限る。) (7) 精練施設 (特定排水施設に限る。) (8) シルケット機 (特定排水施設に限る。) (9) 漂白施設 (特定排水施設に限る。) (10) 薬液浸透施設 (11) 洗浄施設 (特定排水施設に限る。) (12) 副蚕処理施設 (特定排水施設に限る。) (13) 染色施設 (特定排水施設に限る。)
		(14) まゆ湯煮施設
37 皮革若しくは人 造皮革又はこれら の製品の製造の作 業	皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 水づけ軟化施設(2) 洗浄施設(3) 石灰づけ施設(4) なめし施設(5) 染色施設(特定排水施設に限る。)
38 木材の加工又は 木製品の製造若し くは加工の作業	木材の加工又は木製品の製造若しくは加 工の作業のうち右欄に掲げる施設のいず れかを用いる作業	(1) バーカー (2) チッパー (原動機の定格出力が 2.2 キロワットを超えるものに限る。) (3) 現像施設 (特定排水施設に限る。) (4) はり合せ施設 (5) 砕木施設 (6) 湯煮施設 (蒸煮施設を含む。) (7) パネル打ち抜き用プレス機 (8) 動力のこぎり盤 (原動機の定格出力が2.2 キロワットを超えるものに限る。) (9) 動力かんな盤 (原動機の定格出力が2.2 キロワットを超えるものに限る。) (10) 薬液浸透施設 (特定排水施設に限る。)
39 パルプ、紙又は 紙工品の製造の作 業	パルプ、紙又は紙工品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 原料処理施設 (特定排水施設に限る。) (2) バーカー (3) 蒸解施設 (4) 蒸解廃液濃縮施設 (5) 洗浄施設 (特定排水施設に限る。) (6) 漂白施設 (特定排水施設に限る。) (7) 動力のこぎり盤 (原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。) (8) 砕木施設 (9) チッパー (原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。) (10) 抄紙施設 (抄造施設を含む。) (10) 抄紙施設 (抄造施設を含む。) (11) セロファン製膜施設 (特定排水施設に限る。) (12) 湿式繊維板成型施設 (13) コルゲートマシン (14) はり合せ施設

40 畜産食料品又は 水産食料品の製造 の作業	畜産食料品又は水産食料品の製造の作業 のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用 いる作業	(1) 直火炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上で あるものに限る。) (2) 動力のこぎり盤 (原動機の定格出力が 2.2 キロワットを超えるものに限る。) (3) 原料処理施設 (1日当たりの排水の量 が 20 立方メートル未満である事業所に設 置される施設 (以下「小規模排水施設」 という。)を除く。) (4) 洗浄施設 (容器洗浄施設を含み、小規 模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設 (蒸煮施設を含み、小規模排
41 農産保存食料品 の製造の作業	農産保存食料品の製造の作業のうち右欄 に掲げる施設のいずれかを用いる作業	水施設を除く。) (6) 発酵施設 (小規模排水施設を除く。) (7) 分離施設 (小規模排水施設を除く。) (1) 直火炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上で
の表担の作業	(C 1句1) の地取 (グ/ V・) A () A で を / 13 V・ の F 未	重温機算 1 時間 3 だり 5 がり 9 下が 5 工 であるものに限る。) (2) 原料処理施設 (小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設 (容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設 (蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 圧搾施設 (小規模排水施設を除く。)
42 調味料の製造の 作業	調味料の製造の作業のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上で あるものに限る。) (2) 原料処理施設 (小規模排水施設を除 く。) (3) 洗浄施設 (容器洗浄施設を含み、小規 模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設 (蒸煮施設を含み、小規模排 水施設を除く。) (5) 濃縮施設 (小規模排水施設を除く。) (6) 精製施設 (小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設 (小規模排水施設を除く。) (8) ろ過施設 (小規模排水施設を除く。) (9) 混合施設 (小規模排水施設を除く。)
43 糖類の製造の作 業	糖類の製造の作業のうち右欄に掲げる施 設のいずれかを用いる作業	(1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。)(2) 洗浄施設(流送施設を含み、特定排水施設に限る。)(3) 分離施設(特定排水施設に限る。)(4) 精製施設(特定排水施設に限る。)
44 パン又は菓子の 製造の作業	パン又は菓子の製造の作業のうち右欄に 掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 直火炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上で あるものに限る。) (2) 洗浄施設 (小規模排水施設を除く。) (3) 混合施設 (小規模排水施設を除く。)
45 酒類、清涼飲料 その他の飲料の製 造の作業	酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業。ただし、1日当たりの排水の量が20立方メートル未満である事業所で行う作業を除く。	 (1) 原料処理施設 (2) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 搾汁施設 (5) ろ過施設 (6) 発酵施設 (7) 蒸留施設

46 動植物油脂の製 造の作業	動植物油脂の製造の作業のうち右欄に掲 げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 焙せん施設 (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。) (2) 抽出施設 (3) 湯煮施設 (蒸煮施設を含む。) (4) 原料処理施設 (5) 洗浄施設 (6) 圧搾施設 (7) 分離施設 (8) 精製施設
47 精穀又は製粉の 作業	精穀又は製粉の作業のうち右欄に掲げる 施設のいずれかを用いる作業	 (1) 精米機 (原動機の定格出力が 15 キロワット以上であるものに限る。) (2) 精麦機 (原動機の定格出力が 15 キロワット以上であるものに限る。) (3) 精粉機 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるものに限る。) (4) 洗浄施設 (特定排水施設に限る。)
48 40 から 47 までに 掲げる作業以外の 食料品の製造の作 業	食料品の製造の作業(40から47までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算1時間当たり50リットル以上で あるものに限る。) (2) 焙せん施設(バーナーの燃料の燃焼能 力が重油換算1時間当たり50リットル以 上であるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除 く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規 模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排 水施設を除く。) (6) 発酵施設(培養施設を含み、小規模排 水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) 分離施設(小規模排水施設を除く。) (9) 精製施設(小規模排水施設を除く。) (10) 調理施設(小規模排水施設を除く。) (11) 渋だめ(小規模排水施設を除く。)
49 発電の作業	発電の作業(非常用の発電の作業を除 く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれか を用いる作業	(1) ガスタービン(2) ディーゼルエンジン(3) ガスエンジン
50 ガスの製造の作業	石炭ガス、水性ガス又は油ガスの製造の 作業のうち右欄に掲げる施設のいずれか を用いる作業	 (1) ガス発生炉 (2) 加熱炉 (3) コークス炉 (4) 分離施設 (タール又はガスに係るもので、特定排水施設に限る。) (5) ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含み、特定排水施設に限る。)

51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1)金属、合成樹脂、ゴム、油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業(2)廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業(3)(2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。)において行われる作業(53)に掲げる作業を除く。)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 金属四収焼却炉 (2) 金属溶解炉 (バーナーの燃料の燃焼能力が高水換算1時でから50リットが200キロがある。) (3) 容器洗浄施設 (特定排水施設に限る。) (3) 容器洗浄施設 (特定排水施設に限る。) (5) 蒸動力と大き (加圧に限力が98キロコーク (7) 世人的断機 (加圧に限力が98キロコーク (7) 世人的断機 (加圧に限力が30・2・2・4・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1
		積が 0.8 立方メートル以上であるものに限る。) (16) し尿処理施設 (建築基準法施行令第 32条第1項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法(昭和 44年建設省告示第3184号)により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。) (17) 中和施設(特定排水施設に限る。) (18) 分離施設(特定排水施設に限る。) (19) 固化施設(特定排水施設に限る。)
52 下水道水の最終 的な処理の作業	終末処理場(下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。)における下水 道水の最終的な処理の作業のうち右欄に 掲げる施設を用いる作業	(1) 終末処理施設(下水道法第2条第6号 に規定する施設に限る。)
53 汚水又は廃液の 処理の作業	2以上の事業所から排出される汚水又は 廃液の共同処理の作業のうち右欄に掲げ る施設を用いる作業	(1) 処理施設 (2以上の事業所から排出される汚水又は廃液を共同で処理するものに限る。)
54 廃ガスの燃焼又 は分解の作業	廃ガスの燃焼又は分解の作業のうち右欄 に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) 廃ガス燃焼施設(補助燃料を使用する 廃ガス燃焼施設であって、当該補助燃料 用のバーナーの燃料の燃焼能力が重油換 算1時間当たり50リットル以上であるも のに限る。) (2) フロン分解処理施設(クロロフルオロ カーボン及びハイドロクロロフルオロカ ーボンを処理するものに限る。)

55 車両、航空機そ の他の機械器具の 整備又は修理の作業	車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 熱処理施設(金属加熱炉(バーサーちりちの 関係 1 時間 200 年 2
56 皮革製品、人造 皮革製品又は繊維 製品の洗浄の作業	皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の 洗浄の作業のうち右欄に掲げる施設のい ずれかを用いる作業	(1) ドライクリーニング施設 (テトラクロロエチレンを用いるものに限る。)(2) 水洗式クリーニング施設 (日本標準産業分類に定める普通洗濯業又はリネンサプライ業に係るもので、小規模排水施設を除く。)
57 と畜又は死亡獣 畜処理の作業	と畜場(と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項に規定すると畜場をいう。)における獣畜の解体の作業又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)における死亡獣畜の解体の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 解体施設
58 写真の現像又は 図画等の複写の作 業	写真の現像又は図画等の複写の作業のう ち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる 作業	(1) 自動式フィルム現像洗浄施設(現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。)(2) ガス現像式ジアゾ複写機(規格AO版以上のものに限る。)
59 科学技術に関す る研究、試験又は 検査の作業	科学技術(人文科学に係るものを除く。) に関する研究、試験又は検査の作業のう ち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる 作業	(1) 洗浄施設 (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50リットル以上であるもの及び変圧器の 定格容量が 200キロボルトアンペア以上 であるものに限る。)を含む。)
60 印刷、製版又は 印刷物の加工の作 業	印刷、製版又は印刷物の加工の作業のう ち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる 作業	(1) 動力印刷機 (規格B3版以下のもの及び事務用機器を除く。)(2) 製版用現像洗浄施設 (特定排水施設に限る。)

61 燃料その他の物 の燃焼による熱媒 体の加熱又は空気 の加温若しくは冷 却の作業	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加 熱又は空気の加温若しくは冷却の作業の うち右欄に掲げる施設のいずれかを用い る作業	(1) ボイラー(電気ボイラー又は廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積(規格 B8201 及び B8203 に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。)が 10 平方メートル以上であるもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり50 リットル以上であるものに限る。) (2) 冷暖房施設(伝熱面積が 10 平方メート
62 動力を用いて行	動力を用いて行う物の塗装の作業のうち	ル以上であるもの又はバーナーの燃料の 燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。) (1) 塗装施設(吹付け塗装施設にあって
う物の塗装の作業	右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	は、原動機の定格出力が 2.2 キロワット を超えるものに限る。) (2) 焼付け炉 (バーナーの燃料の燃焼能力 が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上 であるもの及び変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であるものに限 る。)
63 燃料その他の物 の燃焼又は電気の 使用による物の乾 燥の作業	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用に よる物の乾燥の作業のうち右欄に掲げる 施設を用いる作業	(1) 乾燥炉(17 に掲げる作業に用いられる 乾燥炉並びに 17 に掲げる作業に用いられ る乾燥炉以外の乾燥炉にあっては、バー ナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間 当たり 50 リットル以上であるもの及び変 圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペ ア以上であるものに限る。)
64 物の表面処理又 はめっきの作業	物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 表面処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。) (2) 脱脂洗浄施設(有機塩素系溶剤を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500リットル以上であるものに限る。) (3) めっき施設(真空めっきに係るものを除く。)
65 有機溶剤を用い て行う物の加工又 は接着の作業	有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着 の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれ かを用いる作業	(1) ラミネーター機(2) 製膜施設(3) 自動式塗布施設
66 鉱物又は土石の 採取、移送、粉砕、 選別又は加工の作 業	鉱物又は土石の採取、移送、粉砕、選別 又は加工の作業 (29 に掲げる作業に該当 するものを除く。)のうち右欄に掲げる施 設のいずれかを用いる作業	 (1) コンベア施設 (ベルトの幅が75センチメートル以上であるもの (密閉式のものを除く。)及びバケットの内容積が0.03立方メートル以上であるもの (密閉式のものを除く。)に限る。) (2) 破砕施設 (乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) (3) 摩砕施設 (乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) (4) 分別施設 (乾式のものにあっては、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。) (5) 堆積場 (面積が500平方メートル以上であるものに限る。)
67 金属その他の物 の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	 (1) バフ研磨施設(原動機の定格出力の合計が 2.2 キロワットを超えるもの(密閉式のものを除く。)に限る。) (2) 電解式研磨施設(特定排水施設に限る。) (3) 湿式研磨施設 (4) ブラスト(密閉式のものを除く。) (5) タンブラー

68 炭化水素系物質 の受入れ、保管又 は出荷の作業	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷 の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれ かを用いる作業	(1) 貯蔵施設(原油、ナフサ、ジェット燃料等の揮発油(1気圧の状態において留出量が5パーセントであるときの温度が150度以下のものに限る。)又は有機溶剤(単一成分であるもので1気圧の状態において沸点が150度以下であるものに限る。)を貯蔵する施設で容量が270キロリットル以上であるものに限る。) (2) 出荷施設(揮発油をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所又は製油所に設置される出荷施設に限る。)
69 1から 68 までに 掲げる作業のほ か、物の製造、加 工、修理又は消毒 に係る作業で規則 で定めるもの	(1) 鉛筆又は絵の具の製造の作業であって右欄の(1) に掲げる施設を用いる作業 (2) 鋳型造型の作業(有機自硬性鋳型鋳造法、シェルモールド鋳造法又はフルモールド鋳造法によるものに限る。)のうち右欄の(2) に掲げる施設を用いる作業 (3) 火薬類の製造の作業のうち右欄の(3) に掲げる施設を用いる作業 (4) くん蒸の作業のうち右欄の(4) に掲げる施設を用いる作業	(1) 混合施設(特定排水施設に限る。)(2) 鋳型造型施設(3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)(4) くん蒸施設(シアン化水素を用いるものに限る。)

- 備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料10リットル、ガス燃料16ノルマル立方メートル(液化石油ガスにあっては、16キログラム)又は固体燃料16キログラムがそれぞれ重油10リットルに相当するものとして算定する。
 - 2 貯蔵施設の容量は、危険物の規制に関する政令第5条の規定により算定した数量とする。